

【質問内容及び回答】 令和8年2月26日時点

番号	書類名 項目	質問内容	回答
1	仕様書 4 業務内容 (1) モデル企業創出のための伴走支援	<p>・サーキュラーエコノミーと ZEB 等の視点を加味しながら 2 社以上を選定とあるが、モデル企業として想定している業種はあるか？またサーキュラーエコノミーや ZEB に関してどのような取り組みを期待しているか、具体例があれば伺いたい。</p>	<p>現時点で、特定の業種を想定しているわけではありません。</p> <p>県ではこれまでも複数のモデル企業を創出してきましたが、今回は新たな視点も取り入れたモデル企業の創出を目指しています。</p> <p>サーキュラーエコノミーや ZEB は一例として挙げているものであり、本業務の目的は、モデル企業の取り組みや成果を県内に広く周知し、脱炭素経営の早期普及拡大を図ることで、県内産業の競争力を長期的に維持、発展させることにあります。</p> <p>そのため、県内中小企業の模範となるような取り組みを期待しています。</p>
2		<p>・事業内容の一部を再委託することは可能か？再委託に関してルール等があればご教示いただきたい。</p>	<p>契約書案には次の内容を記載する予定です。</p> <p>なお、「甲」は佐賀県、「乙」は受託者を指しています。</p> <p>(再委託の禁止)</p> <p>第●条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。</p> <p>2 前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第▲条第1項</p>

			<p>第6号に規定する契約解除要件に該当しない者を、責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。</p> <p>3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係がない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。</p> <p>4 乙は、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。</p> <p>5 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第▲条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2</p>
--	--	--	---

			<p>号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p>
--	--	--	---